

【12】実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策と今後の方針】

- 低所得者を対象とした特定教育・保育施設等が徴収する保護者の実費負担部分に係る補助について、国の制度内容を踏まえて検討します

【13】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

◎巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

◎特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

【確保方策と今後の方針】

- 新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の確保方策による需給の状態等を十分に把握し、検討を行います。
- 特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる際の補助についても、国の制度の内容を踏まえて検討します。

1. 高松市子ども・子育て支援会議条例

(平成 25 年 3 月 27 日条例第 11 号)

(設置)

第1条 次代の高松を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 高松市子ども・子育て条例（平成 25 年高松市条例第 10 号。以下「条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、条例による子どもを社会全体で健やかに育むための施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 支援会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども及び子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 子ども及び子育て支援に関する活動を行う団体の代表者
- (5) 事業主団体及び労働者団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 支援会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 支援会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 支援会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 支援会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 支援会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年高松市規則第33号により、平成25年6月1日から施行)

(招集の特例)

- 2 この条例による最初の支援会議の会議及び任期満了後における最初の支援会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 高松市子ども・子育て支援会議委員名簿

(敬称略、区分ごと五十音順)

区分	氏名	役職等	備考
会長	加野 芳正	香川大学教育学部 教授	
副会長	佐藤 博美	高松市コミュニティ協議会連合会 副会長	～平成 26.5.21
	後藤 守		平成 26.5.22～
委員	池畑 章伸	高松地区労働組合連合会 事務局長	
	植松 滝子	高松商工会議所女性会 副会長	
	大芝 静子	高松型こども園 保護者代表	
	久保田 英俊	香川県子ども女性相談センター 所長	～平成 26.3.31
	岡 悦子		平成 26.4.1～
	福田 安伸	高松市中学校校長会 会長	～平成 26.3.31
	金崎 光宏		平成 26.4.1～
	宮崎 美佐子	高松市民生委員児童委員連盟 副会長	～平成25.11.30
	鎌田 直子	公募	
	橘川 欣久美	高松市民生委員児童委員連盟 常任理事	
	鈴木 慈恵	香川こだま学園 臨床心理士	
	森 英樹	高松市小学校校長会 会長	～平成 26.3.31
	田中 隆子	高松市小学校校長会 副会長	平成 26.4.1～
	樽谷 佳樹	高松市PTA連絡協議会 会長	
	永澤 陽子	高松市私立幼稚園連合会 副会長	
	中橋 恵美子	特定非営利活動法人わははネット 理事長	
	奈良 忠雄	公募	
	西岡 敦子	高松市医師会 理事 (小児科医)	
藤岡 純子	公募		
三木 一平	高松市認可保育園共励会 会長		

(部会委員名簿)

区分	氏名	役職等	備考
部会長	加野 芳正	香川大学教育学部 教授	
委員	大芝 静子	高松型こども園 保護者代表	
	田中 隆子	高松市小学校校長会 副会長	
	樽谷 佳樹	高松市PTA連絡協議会 会長	
	永澤 陽子	高松市私立幼稚園連合会 副会長	
	三木 一平	高松市認可保育園共励会 会長	

3. 高松市子ども・子育て支援推進計画の策定経緯

■表内の略称

「支援会議」・・・高松市子ども・子育て支援会議

「部 会」・・・高松市子ども・子育て支援会議部会

「本 部 会」・・・高松市子ども・子育て支援推進本部会

「幹 事 会」・・・高松市子ども・子育て支援推進幹事会

日付	支援会議	庁内会議・その他	内 容
H25.7.5	第1回支援会議		<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選任 ・諮問 ・高松市子ども・子育て支援会議について ・高松市子ども・子育て支援推進計画について ・計画策定のスケジュール
H25.9.3	第2回支援会議		<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の子育てにかかる現状等について ・高松市こども未来計画の進捗状況について ・アンケート調査票(案)について
H25.9.27 ～10.10		アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童及び小学生児童の保護者、中学生・高校生を対象にアンケート調査を実施
H25.11.28	第3回支援会議		<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の設定について ・アンケート調査の速報値報告について
H26.2.27		政策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成及び施策体系図について
H26.3.19	第4回支援会議		<ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成及び施策体系図について ・所掌事務の追加及び部会の設置について ・「作業の手引き」に基づく量の見込みについて ・アンケート調査結果報告書について ・新制度講演会の開催予定について
H26.4.28		政策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
H26.5.15	第5回支援会議		<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置について ・新制度本格施行までのスケジュールについて ・子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みについて
H26.6.4	第1回部会		<ul style="list-style-type: none"> ・部会長、職務代理者の選任 ・新制度施行に伴う関係条例の制定について ・スケジュール等について
H26.6.2 ～18		関係各課調書	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課に「基本方針」「計画」「事業一覧」について記述を依頼
H26.7.7		政策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担(利用料)及び利用料条例説明
H26.7.28		政策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・供給体制の確保策(全事業)について
H26.8.1		教育民生調査会	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担(利用料)の意見聴取
H26.8.6	第2回部会		<ul style="list-style-type: none"> ・供給体制の確保方策(教育・保育事業)について
H26.8.11	第6回支援会議		<ul style="list-style-type: none"> ・供給体制の確保方策について ・利用者負担の報告
H26.10.3		幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について
H26.10.9		本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について

H26.10.23		政策会議	・計画案について
H26.10.28	第3回部会		・新制度における特定教育・保育施設等の利用定員について
H26.11.6	第7回支援会議		・計画案について ・今後のスケジュール
H26.11.18		政策会議	・計画案（第3部）の修正について
H26.11.26	第8回支援会議		・計画案（第3部）の修正について
H26.11.28		教育民生調査会	・計画案について
H26.12.3 ～12.25		パブリックコメント	
H26.2.19		政策会議	・計画案の修正について ・パブリックコメントの実施結果報告について
H27.2.25	第9回支援会議		・計画案について
H27.3.3	第4回部会		・幼保連携型認定こども園の設置認可等について
H27.3.3	市長答申		

4. 用語説明

あ行

●育児・介護休業法

正式名は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。少子化対策の観点から喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層推進するため、平成21年7月1日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が公布された。

●一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定める計画。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。

か行

●改正次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、10年間の時限立法として平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その後、平成26年に改正され、有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設などが規定された。

●香川県警察子ども安全安心ネットワーク

香川県内における子どもの安全・安心を確保するため、香川県内の教育関係機関及び警察が、子どもの安全に関する情報の交換や提言を行うとともに、相互に連携・協力して子どもの安全・安心を確保する施策を推進することを目的として、①子ども安全情報の共有と活用に関すること、②子どもの安全・安心を確保する各種活動の支援・実施に関すること、③その他、安全・安心ネットワークの目的達成に必要な事項に関することについて連絡調整を実施。

●学習障害(LD)

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示す。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当するもの。

●子育てボランティア

社会福祉協議会などで実施する子育てボランティア養成研修の修了者又は子育てに係る知識をもってボランティアとして子育て支援活動を行う人。

●子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）」の3法。幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」の根拠法となる。

●子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

さ行

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

●児童自立支援施設

児童福祉法第 41 条に規定される施設で、犯罪などの不良行為をしたり、又はするおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行なって自立を支援する。

●児童相談所

児童福祉法第 12 条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。すべての都道府県及び政令指定都市（2006 年 4 月から、中核市にも設置できるようになった）に最低 1 以上の児童相談所が設置されている。

●児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。以前は障害種別ごとに分かれていたが、複数の障害に対応できるよう平成 24 年度より一元化が行われた。

●児童養護施設

児童福祉法第 41 条に規定される施設で、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

●社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

●少子化社会対策大綱

「少子化社会対策基本法」に基づき、国の基本施策として少子化の流れを変えるための施策の方向を定めたもの。

●情緒障害児短期治療施設

児童福祉法第 43 条に規定される施設で、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障を来している子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う。

●情報モラル

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度。

●食育

一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

●食生活改善推進員

市が開催する「食生活改善推進員養成教室」を受講し、食生活改善や食を通じた健康づくりなどを積極的に推進する地域のボランティア。

●スクールカウンセラー

学校に派遣された、臨床心理学などの知識や技術を有する心の専門家。児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導についての相談に応じる。

●スクールソーシャルワーカー

子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。カウンセリングという方法によって問題解決を図るカウンセラーに対して、ソーシャルワーカーは、関係調整や仲介・連携・代弁など、より多様な方法をとる。

●償還払い

医療機関で自己負担分の金額を一度支払った後に、市に請求して払い戻しを受けることをいう。県外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合、費用の全額をいったん支払い、その後、請求を行って上限金額の範囲内で支給を受けるという制度など。

た行

●第5次高松市総合計画

『文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松』を目指すべき都市像に掲げ、「基本構想」と「まちづくり戦略計画」で構成されている。平成 20 年度から 27 年度までの 8 年間を対象とし、長期的な展望の下、新たな目標と発展の方向性を定め、新しいまちづくり及び市政の運営の基本方針として策定。

●高松市教育振興基本計画

未来を担う子どもたちの「生きる力を育む教育の充実」をより一層推進するため、平成 22 年度から 27 年度までの 6 年間を対象とし、長期的な展望に立ち、今後の本市の教育の方向性を示す計画。

●高松市健康都市推進ビジョン

市民の皆様が健やかで心豊かに暮らせる社会を実現するため、平成 26 年度から 35 年度の 10 年間を対象とし、生活習慣病の発症予防と重症化予防や、ライフステージに応じた健康づくりについて指標を定め、また、健康を支え、守るための社会環境の整備に関する推進方策を定めた計画。

●高松市子ども・子育て条例

次代の高松を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、子どもの成長及び子育てに関する支援の在り方を定めた条例。平成 25 年 3 月施行。

●高松市子ども議会

小学生・中学生の代表が、市議会の仕組みを体験し、市政への理解を深め、関心を高めるとともに、より良いまちづくりに関わっていく心を育む取り組み。

●たかまつ障がい者プラン

「障害者基本法」に基づく障害者計画（市の障がい者施策の基本的な考え方を示したもの）と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉計画（障がい者に対するサービスの見込み量及び確保方策等を定めたもの）を一体的に策定した計画。

●第 3 次たかまつ男女共同参画プラン

「男女共同参画基本法」に示された理念に基づき、男女共同参画社会の形成に向け、平成 24 年度から平成 27 年度の 4 年間を対象として、施策を総合的かつ計画的に推進するための指針。

●高松市地域福祉計画

高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む計画。

●高松っ子いきいきプラン

本市の各幼稚園・保育所・幼保一体化施設（こども園）において、子どもたちが等しく質の高い教育・保育を受けられるよう、平成 23 年、高松市が独自に、各施設共通の教育・保育の方向性を示した計画。

●短時間勤務制度

定労働時間を通常よりも短くする制度。育児・介護休業法では、3 歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1 日の所定労働時間を原則として 6 時間とすることを事業主に義務付けている。

●男女雇用機会均等法

正式名は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。平成 19 年 4 月 1 日に施行された改正法では、①性差別禁止の範囲の拡大、間接差別規定の導入、②妊娠などを理由とする不利益取扱いの禁止、③セクシュアルハラスメント対策の強化、④ポジティブ・アク

シヨンの効果的推進方策（国が事業主に対して行う援助内容の追加）、⑤男女雇用機会均等法の実効性の確保（調停、企業名公表制度の対象範囲の拡大、過料の創設）が規定された。

●地域コミュニティ協議会

高松市自治基本条例第23条に規定される公益団体。市民が地域の個性を生かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民主的に運営される組織。

●注意欠陥多動性障がい (ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの。

●特別支援教育

従来の障がい児教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行う。

な行

●認定こども園

保護者が働いている、いないにかかわらず就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施する施設で、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行う。次の4つの類型がある。

◇幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所が一体となって教育と保育を一体的に提供する施設。これまでは、幼稚園部分と保育所部分それぞれに、認可・指導監督・財政措置が行われていたが、新制度下では、学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ単一の認可施設となる。

◇幼稚園型認定こども園

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

◇保育所型認定こども園

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

◇地方裁量型認定こども園

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

は行

●ハートアドバイザー

課題を抱えている児童に対し、個別に支援するために、小学校に配置している支援員。

●母親クラブ

地域における児童をもつ母親等の連帯組織で、母親相互の親睦を図り、協力をもって児童の社会性を助長し、保育所、児童館等と連携し、児童福祉の増進を図ることなどを任務とする。

●バリアフリー

元来は「障壁(バリア)のない」という意味。建築物などにおいて段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者などが社会生活を送る上での、様々な障害を取り除くことをいう。今日では物理的なバリアフリーや意識のバリアフリーなども含まれている。子育てバリアフリーとは、障壁を取り除き、子どもを安心して生み育てることができる、子どもや子育て家庭にやさしい環境づくりをいう。

●母子生活支援施設

児童福祉法に定められる施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

●母子健康法

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的として制定された法律。

や行

●ユニバーサルデザイン

ユニバーサルとは、普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

ら行

●利用定員

利用定員は市町村が各施設・事業の実利用人数等を基に定める人数で、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可定員(都道府県が各施設の申請に基づき認可する人数)の範囲内で利用定員を定めることとされており、本計画では、量の見込みに相当する。

●臨床心理士

臨床心理学を学問的基盤に、相談依頼者が抱える種々の心の問題の援助・解決・研究に貢献する専門家。